



防災気象情報が変わりました



国土交通省および気象庁では、令和8年5月29日より新たな防災気象情報の運用を開始しました。市が発令する「避難指示」などの避難情報や気象庁が発表する防災気象情報は、住民がとるべき行動を直感的に理解できるよう、5段階の「警戒レベル」を用いて提供しています。また、新たな情報体系では、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する警報などの名称に、警戒レベルの数字を直接含めて発表していきます。

問 危機管理防災課 ☎804

いつ逃げる？レベルで判断

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

これまでの、「河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮」の警戒レベルは各々異なっていましたが、「レベル2を注意報、レベル3を警報、レベル4を危険警報、レベル5を特別警報」に統一し、避難の判断がよりわかりやすくなるよう、レベル別で避難のタイミングを情報提供するようになりました。

気象庁ホームページでは、新たな防災気象情報に関するさまざまな資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内で事前に決めていただくようお願いします。



気象庁ホームページに関する問い合わせ = 熊谷地方気象台 ☎048-521-5858

情報発表時における適切な避難行動

レベル3警報やレベル4危険警報が発表された際は、市からの避難指示などに十分留意し、次の情報を参照して避難を心がけてください。

- ・気象庁「キキクル(危険度分布)」:大雨により危険度が高まった地域を地図上で確認できます。
 - ・国土交通省「川の防災情報」:近隣河川の防災情報を把握し、危険な場所にいる方は早めに避難してください。
- 大雨や台風などに備えて、日頃からハザードマップを確認し、垂直避難などの適切な行動がとれるよう準備しておきましょう。

テレビで活躍中の気象予報士による防災講座



気象予報士による防災講座を開催します。ぜひご参加ください。

日 6月20日(土) 午前10時~正午

場 八潮メセナ会議室

対 市内在住の方

内 新しい防災気象情報の解説や「川の防災情報」、「キキクル」の見方や活用方法について

講 師 久能木百香さん(気象予報士、気象防災アドバイザー)

定 50人(申込順)

申 6月4日から18日までに、窓口または電話で危機管理防災課へ



知っておこう介護保険サービス

介護保険サービスを受けるためには、介護が必要な状態であるかどうかの認定(要介護認定)を受けることが必要です。



<要介護認定の流れ>

対象者 65歳以上の方または40歳から64歳までの方で特定疾病により介護や支援が必要な状態となった方

申請

長寿介護課へ申請(地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行も可能)

認定調査

要介護認定調査員が自宅へ訪問し、身の状態などについての聞き取り調査

医師の意見書

市からの依頼により主治医が意見書を作成

介護認定審査会

認定調査と医師の意見書をもとに、医療、介護、福祉の専門家が介護認定審査会で審査を行い、介護や支援が必要な度合い(要介護度)を判定

介護やサービスに関する相談は身近な地域包括支援センターへ



名称	住所	電話番号	担当地域
東部地域包括支援センター やしお苑	南川崎 210-1	☎998-8895	二丁目、木曾根、南川崎、伊勢野、八潮1~4・6丁目
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	鶴ヶ曾根 1184-4	☎994-5562	小作田、松之木、上馬場、中馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1~4丁目、八潮7・8丁目、緑町1・2・4丁目
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	大原455	☎999-7717	大瀬、古新田、坊、大原、大曾根、浮塚、八潮5丁目、大瀬1~6丁目、茜町1丁目
北部地域包括支援センター やしお寿苑	八條 294-4	☎930-5123	八條、鶴ヶ曾根、伊草、新町、緑町3・5丁目、伊草1・2丁目

介護保険サービスは、高齢者の介護を家族だけでなく社会全体で支える仕組みです。

問 長寿介護課 ☎407

介護保険サービスは、自宅で生活する方を対象とした居宅サービスと、介護保険施設に入所する方を対象とした施設サービスがあります。要介護または要支援と認定された場合、その内容により利用できるサービスが異なります。

<サービス利用の案内>(要介護認定後)

要介護1~5と認定された方

指定居宅介護支援事業者に連絡してケアマネジャーにケアプランの作成を依頼

要支援1・2と認定された方

担当する地域包括支援センターに連絡して介護予防ケアプランの作成を依頼

サービスの利用

サービス内容を決定後、事業所と契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用
※サービスを利用した際には、原則として利用料の1~3割の自己負担になります。なお、1~3割の自己負担で利用できる金額には上限(限度額)があります。

介護保険サービスの例

- 要介護1~5と認定された方
 - ・居宅サービス(訪問介護・看護・リハビリテーションなど)
 - ・施設サービス(介護老人保健施設など)
- 要支援1・2と認定された方
 - ・介護予防サービス
- 要介護1~5および要支援1・2と認定された方
 - ・生活環境を整えるサービス(福祉用具貸与および購入費の支給、住宅改修費の支給など)

詳しくは、みんなのあんしん介護保険(長寿介護課、駅前出張所、地域包括支援センターまたは市ホームページから入手)をご覧ください。

